

平成26年7月10日
厚生労働省
情報政策担当参事官室

社会保障・税番号制度導入のためのシステム改修支援 Q&A（7月10日版）

※システム改修支援に関する主な問合せについて、現時点の考え方を整理したものである。
今後、変更があり得る。

問1 今後の補助スケジュールはどのように想定しているのか。

（答）

1次交付分については、以下のスケジュールを想定しています。

5月に基準額内示（済）

6月下旬 交付要綱・実施要綱発出、交付申請受付開始（済）

7月中旬 交付申請提出期限（電子データ7月11日、原本7月18日）

8月上旬 交付決定

また、2次交付、3次交付分については、以下のスケジュールを想定しています。

2次交付

6月12日 事前調査実施（済）

6月27日 事前調査提出期限（済）

7月10日 基準額内示、交付申請受付開始（済）

8月中旬 交付申請提出期限（電子データ8月8日、原本8月19日）

9月上旬 交付決定

3次交付

8月上旬 事前調査実施

8月下旬 事前調査提出期限

9月下旬 基準額内示、交付申請受付開始

10月下旬 交付申請提出期限

11月中旬 交付決定

問2 26年度当初予算や6月及び9月議会での補正予算に計上しない場合、どのように想定しているのか。

（答）

11(12)月議会での補正を想定し、4次交付を実施する予定ですが、可能な限り早期に交付申請していただくようお願いします。

問3 戦没者遺族の特別弔慰金や援護年金の支給に関する事務に係るシステム改修は、補助対象外なのか。

(答)

厚生労働省では特別弔慰金や援護年金を処理するための「援護システム」を運用しており、各都道府県にも業務端末を設置いただいているところです。各都道府県の業務端末で利用される援護システムについては、平成27年度に厚生労働省においてマイナンバー対応の改修を行うことを予定しているため、都道府県における改修は想定しておりません。

問4 既に基準額の内示を受けているが、その後の事情変更によりやむを得ず交付申請が遅れることとなった。その場合、どのように対応すれば良いか。

(答)

【その後の事情変更により一部システムの交付申請が遅れ、残りのシステムのみ交付申請する場合】

この場合、交付申請書における基準額の算定対象システムと、補助金を申請するシステムが異なることから、基準額を修正する必要がありますので、速やかに都道府県を通じて当室へご連絡願います。

【その後の事情変更によりシステム全ての交付申請が遅れる場合】

補助金を申請する予定のシステム及びシステム類型の変更が無い場合は、基準額は変わらないため、特段の連絡は不要です。

問5 想定事業費と基準額の関係はどのようになっているのか。

(答)

基準額は、予算の範囲内において、想定事業費を基礎として人口規模及びシステム類型に応じた標準的な費用として算出しています。

また、基準額は人口規模で公平に算出するため、単純に人口規模区分に当てはめるのではなく、自治体の人口数に応じて基準額が増加するように算出しています。例えば人口が30,100人の自治体の場合、想定事業費では10万人以下の区分に該当しますが基準額は3万人以下に近い額になります。このように、個々の人口数に応じてきめ細かく算出しています。

なお、1次交付、2次交付以降を通じて同様の算出方法とすることで、公平に算出していくこととしています。

問6 補助金の概算払いは可能か。

(答)

交付要綱9に概算払いをすることができる旨が記載されているところですが、通常、システムの改修（26年度事業は単体テストまで）が終わらない限り、支払は発生しないと考えるため、原則、精算払いとして事務を進めさせていただきたいと考えています。万一、不都合が生じる場合は、概算払いでしかできない理由を添えて当室までご連絡ください（概算払いには財務省の承認が必要になります）。